

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 七〇三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 七〇四
- 土地改良法により換地計画を定めた件四件 七〇四
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 七〇五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 七〇六
- 正誤 七〇六
- 令和二年十二月十五日付け定例第百六十二号中 七〇六

告示

福島県告示第八百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所在地	指定年月日
みどり薬局		相馬市中村字曲田一四	令和二年一月一日

十二社内科外科

伊達郡川俣町大字羽田字十二社五一 同年十二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第九百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所在地	廃止年月日
熊田医院		須賀川市柱田字石田五	令和二年一月五日

(社会福祉課)

福島県告示第九百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、新屋敷新田地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年十二月二十三日から
令和三年一月十二日まで
(二十一日間)
- 三 縦覧の場所
会津美里町役場

(農地管理課)

福島県告示第九百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、金沢・北泉地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類

を次のとおり縦覧に供する。
令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年十二月二十三日から
令和三年一月十二日まで

(二十一日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農地管理課)

福島県告示第九百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
前田沢地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次
のとおり縦覧に供する。
令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年十二月二十三日から
令和三年一月十二日まで

(二十一日間)

三 縦覧の場所

郡山市役所

(農地管理課)

福島県告示第九百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
堀之内地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次
のとおり縦覧に供する。
令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年十二月二十三日から
令和三年一月十二日まで

(二十一日間)

三 縦覧の場所

郡山市役所

(農地管理課)

福島県告示第九百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事
業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 いわき市

二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画下水道事業(いわき市公共下水道)

三 事業認可の年月日 昭和三十三年五月二十日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和三十三年五月二十日から平成三十三年三月三十一
日まで

(変更後) 昭和三十三年五月二十日から令和八年三月三十一日ま
で

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十八年
福島県告示第二百二十二号)の事業地にいわき市錦町江栗一丁
目、江栗二丁目、江栗三丁目、江栗七反田、山王、徳力、沼ノ
川、江栗馬場、花ノ井、上御堂及び古川並びに勿来町関田行屋
前、関田南町及び関田西一丁目の全部の区域を加える。

同事業地にいわき市四倉町上仁井田字九反坪及び字矢ノ田、
平泉崎字下百目木、平上荒川字五郎内、内郷小島町服部沢、常
磐関船町三丁目、泉町本谷字八合、字仲ノ内、字渡地、字竹花
及び字大田、錦町鈴鹿、鬼越下、細谷、梅沢、江栗大町、落合、
四反田、江栗前、御宝殿、鳥居東及び鳥居西、山田町岩淵並び
に勿来町関田寺下、関田北作、関田宮前、関田入田羽、関田堀
切、関田和久、関田北町、関田御城前、関田浜田、関田飯ノ辺
前、関田須賀、関田障子川及び関田西二丁目の各一部の区域を
加える。

同事業地のうち、いわき市四倉町鬼越、平泉崎字砂田、平上
荒川字後沢、明治団地及び葉山二丁目の各一部の区域を変更す
る。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第九百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事
業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年十二月二十二日

令和二年十二月二十二日

- 一 施行者の名称 須賀川市 福島県知事 内堀雅雄
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県都市計画下水道事業（須賀川市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十一年十二月十日
- 四 事業施行期間 昭和五十一年十二月十日から令和七年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（下水道課）

公 告

公告第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	退任した役員	就任した役員	住所
伊達西根堰土地改良区	氏名 佐藤 秀雄	氏名 佐藤 秀雄	伊達郡桑折町大字下郡字遠上九番地の一
	氏名 茨木 長利	氏名 茨木 長利	福島市飯坂町湯野字石橋一二番地
	氏名 吉田 敏朗	氏名 吉田 敏朗	伊達市新町五二番地一
	氏名 佐藤 春雄	氏名 佐藤 春雄	伊達郡桑折町大字松原字姫松一三番地
	氏名 小張 彰	氏名 小張 彰	同 郡同 町大字谷地字藤唐卷六番地
	氏名 菊地 孝一	氏名 菊地 孝一	同 郡同 町大字塚野目字沢六番地
	氏名 佐久間 利信	氏名 佐久間 利信	同 郡同 町大字藤田字中沢六三番地
	氏名 井砂 由男	氏名 井砂 由男	同 郡同 町大字西大枝字西六番地
	氏名 飯沼 利夫	氏名 飯沼 利夫	伊達市梁川町五十沢字羽山下三四番地
	氏名 鈴木 千代七	氏名 鈴木 千代七	福島市飯坂町東湯野字外畑一九番地の一
	氏名 林王 弘伊治	氏名 林王 弘伊治	伊達郡桑折町字杉ノ前七九番地
	氏名 佐藤 秀雄	氏名 佐藤 秀雄	伊達郡桑折町大字下郡字遠上九番地の一
	氏名 茨木 長利	氏名 茨木 長利	福島市飯坂町湯野字石橋一二番地
	氏名 吉田 敏朗	氏名 吉田 敏朗	伊達市新町五二番地一
	氏名 佐藤 春雄	氏名 佐藤 春雄	伊達郡桑折町大字松原字姫松一三番地
	氏名 阿部 善一	氏名 阿部 善一	同 郡同 町大字谷地字下割付四一番地の一

- 同 菊地 孝一 同 郡国見町大字塚野目字沢六番地
- 同 佐久間 利信 同 郡同 町大字藤田字中沢六三番地
- 同 井砂 由男 同 郡同 町大字西大枝字西六番地
- 同 鈴木 千代七 同 福島市飯坂町東湯野字外畑一九番地の一
- 同 林王 弘伊治 同 伊達郡桑折町字杉ノ前七九番地
- 同 穴戸 洋一 同 伊達市梁川町五十沢字館二〇番地

（農村計画課）

正 誤

○令和二年十二月十五日付け定例第六十二号中

ページ	段	行	正	誤
六九〇	上	後ろか	這	這
	下	一		